

OURS小磯社会保険労務士法人

東京都渋谷区渋谷2-16-5-4 F
[TEL]03-5464-1573[FAX]03-5464-1574

平成30年8月7日

株式会社〇〇〇〇
人事ご担当者〇〇様

OURS小磯社会保険労務士法人
小磯 優子

管理監督者の判断基準について

お問い合わせのありました管理監督者についての判断についてご報告させていただきます。

管理監督者に該当するかどうかについての判断は次の要素を基準としています。

- ①職務内容の程度（責任と権限の程度）
- ②勤務態様の程度（勤務時間の自由度）
- ③待遇の程度（賃金等の待遇面での優遇度）

上記のうち①の職務内容の程度については、責任と権限の程度をいいます。経営方針の決定に参画したり、労務管理上の指揮権限を有するなど経営者と一体的な立場にあり、一定の裁量権限を有しているかどうかを見ることとなります。

今回ヒアリングさせていただきました御社の社員全体の中での管理職の割合につきましては2割程度と問題のない範囲といえます。

経営方針の決定につきましては、経営会議に出席して意見を具申するような場面があることが考えられます。例えば、経営会議に出席はしているが資料の準備をするなどの役割であると経営方針の決定に参画しているとはいえないということとなります。その点をご確認頂くと良いと思います。

また、②の勤務態様の程度については、勤務時間の自由度があるかどうかを見ることとなります。出退勤について厳格な規制や管理を受けず・・・（サンプルのため以下略）・・・・・・・・・・